

五號第六號に掲載された「滿洲開國説話の歴史的考察」を再録されてあるが、之は博士の愈々倦まざる精進振りを示して後學の士を啓發せられたものであつて、一には博士の造詣の深きを知り又一には清朝研究の一のキイを示されたものとして感謝する所である。

(四六倍版、總頁數三百八十六。圖版三。京城大阪屋號書店發行。定價六圓五拾錢)〔鴛淵〕

● 讀史方輿 支那歴代地名要覽 青山定男編  
紀要索引

東方文化學院東京研究所より研究員青山學士の勞力なる本書が出版された。本書の完成に至る迄の經緯は卷頭市村博士の序文に詳細であるが、僅々二個年の間にこの困難なる事業を達成せられた學士の精勵には感服の外ない。

本書は讀史方輿紀要に表れたる三萬の地名を、五十音順に排列し、次に現今の地名にて何處に當るかを記し、豫て方輿紀要の卷數・省・州・縣を擧げて索引に便にしてゐる。故に方輿紀要索引なると共に地名辭典を兼ね、一舉兩得なる所以である。別に附録として方輿紀要の解説を附し、著者顧祖禹並に父柔謙の傳、方輿紀要著述に至る動機・經過を述べ、方輿紀要各種の版本の考證に及んでゐる。本書の遼東に關する部分には清朝の忌諱に觸れる懼れありし爲、現今の版本には脱落せる部分あるを、稻葉君山博士及び東方文化學院京都研究所所藏抄本によつて補なつて

あるのも亦讀者を裨益する所少しとしない。

本書は校正も嚴密であり、優に信賴するに足る可きは言を待たず、方輿紀要原本に於いて比較的疎略に扱はれてゐる塞外の地理が、近時進歩せる東洋史學の結果によつて其位置を正確に比定してゐるのも本書の特色の一であり、この點支那にて出版された兩地名辭典に勝つてゐる。只方輿紀要索引を主としたる爲、語數に遜色ある如く感ぜらるゝも亦止むを得ぬことであらう。

若し多少註文をつけるならば、地名の讀み方に一層注意を拂つて欲しかつた。漢音を主として特殊なものは吳音により或は慣用音を用ひて讀んであるが、苦(ク)濟(サイ)は寧ろ(コ)、セイ)の方が普通ではなからうか。葉(エフ)は漢書地理志南陽郡の條下に師古曰音式涉反とあれば(セフ)なる可く、歛(キフ)も丹陽郡條下、師古曰音攝とあれば(セフ)が宜しかる可く、櫟(レキ)は左馮翊條下、如淳曰櫟音樂とあれば(ヤク)が適當であり、濟(キヨ)は(コ)とすべきであらう。斜(シヤ)も(ヤ)とする方がよく、斯かる點では古人は仲々精確で通俗三國志などにも褒斜(ホウヤ)と假名がついてゐる。面倒でも之は歴史的字母による方が宜しかつた。尤も索引は便利の爲であるから、大した問題ではなく、別に索引もあるから實用の上には差支へない。

(東方文化學院東京研究所發行、定價金七圓五拾錢)〔宮崎〕

●增訂 支那法制大辭典

東川 德治

先に「典海」なる名で現はれた本書が、再び「支那法制大辭典」なる銘をうつて出た。前書と異なる所は、新に「典海拾遺付訂誤表」なる三十頁ほどのものが附加されたに止まる。「典海」本筋に於ても如何と思はれる點が多かつたが、今度の「拾遺」は僅かに二十頁の内容であり乍ら、同様に遺憾の點が二三日につくのて、之に對する意見を述べて批評に代へよう。

(1) 雜歴、官職品級ノ上下混雜スルノ議。

愚按、これでは意味が分らぬ。一體宋代には唐六典の制を其儘採用した官と、別に實際の仕事を行ふ差遣と、又別に清官を寵遇する職とあつた。それで官吏が一室に會する時、官だけで座位の順序を定めることが出来ぬ。官と差遣と職と色々な條件を考慮に入れて百官の座席の順序を定めただのが雜歴の序であり、又合班の制とも云はれる。雜歴の序を略して雜歴といふのである。

(2) 視草、翰林院起艸スル制書ヲ「視草」ト曰フ。一説ニハ皇帝自ラ作ルヲ文稿ト爲ス之ヲ正ト爲スガ如シ。漢代ヨリ始マル。

〔公文緣起〕漢書淮南王安傳、安善爲文詞。武帝每爲報書。常召司馬相如等視草。迺造視草二字始見此言。作書已就。令相如等覆視草始遣去。非令相如等作書也。(下略)

愚按、視草とは草稿を按閣して不適當な所を訂正するの意味で漢代には、天子自ら詔の草稿を作り、文臣に訂正させたもの

であるが、後に詔書を起草するのが専ら臣下の仕事となつたので、視草といふ文字も起草する意味に變つて來たのである。公文緣起の句讀も次の如く訂正する方がよく分る。(上略) 常召司馬相如。視草迺造。視草二字始見此。言作書已就。令相如等覆視草。始遣去。(下略)

(3) 輪對。宋制侍從以下ノ官五日毎ニ一員宮殿ニ上リテ奏對スルコト、輪ハ順番ノ義ナリ。台諫ノ如キハ之ヲ「有職公事」ト謂フ。三衛大使ノ如キハ「執杖子奏事」ト謂フ。

愚按、「有職公事」は別に見出しにも出てゐるが、朝野類要には「有本職公事」とある。台諫はもと天子を諫め、或は百官の非を彈劾するのが本職なれば、別に輪對によらぬでも請對出来る。自分の本職を盡したので、「本職の公事あり」である。三衛大使は大帥の誤、之は禁軍の三司、即ち殿前司・侍衛馬歩軍司の都指揮使などを指す。軍人なれば、杖子を執りて事を奏するるのである。

この外「等子」の條に朝野類要を引いて、「軍歌引見司等子」とあるも何のことか分らぬ。之は「軍頭引見司(宋代官衙、捕虜などを天子に朝見せしむる役の軍人のゐる役所)の等子」である。「貼黃」の説明も不十分、寧ろ「辭源」を見る方がよく分る。

「四帖」を宋制、貨物儲藏所として、一、在(左)の誤、藏庫、二、文思院、三、確(權)の誤、貨務、四、雜買場、之を四帖とせるも不適當、四帖とは元來は、この四個所の役所の提轄(所長)を云ふ。有爲の人材を此の提轄に任命しておいて拔擢に備へるので、儲

材の地ではある。建炎以來朝野雜記乙集卷十三を見ればはつきり書いてある。(東京松雲堂書店發行。定價金八圓)

(以上宮崎)

Feitige zur Wirtschaftsgeschichte der Targ-Zeit  
(618—906) Stefan Balazs

本論文は著者の學位請求論文であつて、第一部は其の *Inaugural-Dissertation* として發表し、第二部第三部は柏林大學の *Mitteilungen des Seminars für Orientalische Sprachen* の第三十五年(1932)の極東編に收められたものである。流石に史料等も凡て根本的な漢文史料に據つて居、現在吾々東洋の支那史家達の通常用ひなければならぬ史籍は一二を除く外は殆ど總てが参照せられ、且つ其れが原文の儘、或は逐次譯として極めて多数に引用せられて居る。是は從來支那本土中世以前のかゝる方面に對する正確な文献史料に依る、考證的、研究に劣つて居た歐米の東洋學界には稀に見る處であるから、本論文が「當地の東洋學界で仲々の好評を受けて居る」と云ふのも了解出来ると思ふ。

尤も論中諸處に、考證の上にも經濟史的觀察の上にも着想の見る可きものも無いではないが、然し結局支那史學中でも特に斯様な方面の研究の進歩し、既に加藤博士玉井教授其他の専門史家の優れた研究を有つ我國の東洋史家等には左程満足を得るものではなく、別に論ずる程の事もなからず。(此の著者に限ら

ず歐米の支那學者の殆ど總てが未だ日本の優れた支那研究論文を讀破參照するに至らないのは遺憾である。)

但、本論文が次に掲げた目次からでも推測し得る如く、形式に於て唐代經濟史の全般をあらゆる方面から觀察し、之を綜括的系統的に纏めて居る點は價値を認むべきであらう。

(目次)、序文——史料 [I] 農業史 ①人口狀態 a 租稅表 (計帳) ト人口調査 b 都市ト農村 c 移住ノ自由ト流亡 ② 農業技術 a 灌溉 b 農業知識 ③ 八世紀中期マテノ農業狀態ト租稅制 a 土地配分 b 地租租稅及ビ賦役 ④ 封建制、大土地所有及ビ小作 a 實際的及ビ形式上ノ采邑賜與。貴族の歲入 b 國有地と屯田 c 大土地所有ト小作 ⑤ [兩稅] 改革 a 七八〇年迄ノ稅制變革 b 楊炎ノ改革

以上第一部(九二頁)が學位請求(柏林大學)の *Inaugural-Dissertation* (1932) として發表されたもの。

[II] 奴隸 [III] 寺院ノ經濟的役割 [IV] 金錢貨幣制度 ① 採鐵冶金 ② 造幣政策ト貨幣製造 a 八世紀中期迄ノ造幣獨占 b 貨幣價値下落。貨幣缺乏ト貨幣堆積 ③ 最初ノ紙幣 [V] 商業ト國家經濟 ① 交通制度 a 郵便ト情報勤務 b 貨物輸送 ② 商業 a 國內商業 b 外國貿易 ③ 專賣政策 a 鹽專賣 b 茶專賣 c 酒專賣 ④ 倉庫制度ト價格調節 ⑤ 經濟觀 以上第二部(II—VII三頁)は *Mitteilungen des Seminars für Orientalische Sprachen an der Friedrich-Wilhelm-Universität zu Berlin* (Jahrg. XXXV, 1932) に載る處である。尙自分には以